

函 福 高  
平成30年2月20日

介護保険事業所 各位

函館市保健福祉部高齢福祉課  
課長 佐藤 進二

新しい総合事業における月途中でのサービス利用回数  
および事業所の変更に関する考え方について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本市の介護保険事業の運営にあたり、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、介護予防給付から当事業への移行の進展に伴いまして、複数の事業所様から、当事業における月途中でのサービス利用回数や事業所の変更に関してのご質問が比較的多く寄せられておりますことから、この度、下記のとおり整理しましたので、連絡いたします。

区分	新しい総合事業の訪問型・通所型サービスにおける月途中での…	
	利用回数の変更	事業所の変更
発生要件	<p>月途中での利用回数の変更が可能となるのは、<u>従来の予防給付の場合と同様、利用者の状態の変化に伴うアセスメントに基づき、変更が適当であると判断された場合のみ</u>である。</p> <p>① 支援1⇔支援2 または 支援⇔介護に区分変更しての利用回数の変更 ② 支援1または支援2または事業対象者のままでの利用回数の変更</p>	<p>月途中での事業所変更が可能となるのは、<u>従来の予防給付と同様、下記の①～③の場合</u>である。</p> <p>① 利用者の転居 ② 事業所の停止・廃止 ③ その他やむを得ない場合</p>
	<p>いずれの場合も、予防給付における考え方と同様、<u>「利用者の希望」のみで変更できるものではありませんので、ご留意願います。</u></p>	
請求方法	<p>利用回数の変更前後でそれぞれ日割りで請求</p> <p>・国基準訪問型サービスの利用回数が変わる場合 ・事業対象者で国基準通所型サービスの利用回数が変わる場合</p> <p>予防給付では、月途中で利用回数の変更があっても、変更前のサービス計画で定めていた内容に基づく請求となりますが、<u>総合事業においては、変更後のサービス計画に基づき、請求願います。</u></p>	<p>事業所の変更前後でそれぞれ日割りで請求</p> <p>予防給付における請求の考え方と同様</p>

〔 高齢福祉課介護予防・認知症担当 相澤・田畑 〕  
TEL：21-3067 FAX：26-5936